

戦後80年と地方自治

榊原 秀訓（南山大学教授）

はじめに

本稿では、まず、憲法における地方自治に関する規定を確認し、その制度化としての地方分権改革や改憲論に触れる。次に、関与法制や2024年の地方自治法改正により導入された特例指示権に触れ、自治体にも大きな影響を与える日本の南西地域における自衛隊の空港・港湾施設の利用との関係を見る。そして、人口減少を背景に、「自治体戦略2040構想」に従って自治体行政が転換されようとしていることから、その内容を検討する。最後に、独自の政策を展開しようとしている首長や地方議会の動向を確認し、民主主義の根幹部分である選挙の現状に触れる。近年の地方自治を検討する上では、辺野古新基地建設事件は避けて通ることができないが、本号に筆者も参加した座談会が掲載されることから、その内容や検討は基本的にそちらに委ねる⁽¹⁾。

一 憲法と地方自治

1 現行憲法における地方自治

現行憲法には、旧憲法にはなかった平和主義にかかわる第2章と地方自治にかかわる第8章が規定された。旧憲法下においても、地方制度は存在したものの、現行憲法に「地方自治の本旨」が定められ、地方公共団体は、団体自治と住民自治が保障されるものとして、地方団体ではなく、統治団体として存在するものとなった。地方公共団体は、条例制定権を保障され、行財政について権限を有し、地方議会議員や首長が住民の直接公選によって選出されるようになった。

他方、現在ではまったく活用されていない憲法

規定も存在する。まず、法律に定められた吏員（公務員）の公選の規定は、行政委員会委員を公選することが念頭に置かれたものと考えられ、教育委員会法において公選制が規定されていたが、1956年に廃止された。それを補完するものとして、中野区において、条例によって準公選制がとられたが、こちらも1995年に廃止された。また、地方特別法に対する住民投票は、1952年を最後に活用されることはなく、むしろ、法律で制度を一般的に創設し、政令で適用範囲を決定すれば住民投票は不要として、その利用を限定している。

2 自治体における基本的な条例

個々の自治体をみると、憲法の理念とも結びつく幾つもの基本的な条例が制定されてきている。まず、自治体にとって重要な基本的な条例として、基本原則、議会や首長の役割、住民参加等を規定する自治基本条例がある。自治基本条例は、2024年4月1日現在、409自治体において制定されているようである。保守系議員からは、この自治基本条例の制定に対する反対も強いことから、広がり限定されている。

次に、議会活性化との関係で、議会基本条例が制定されており、議会基本条例は、一般的に、議会を構成する議員と首長が公選で、議会も首長も住民を代表すると考える二代表制に基づくもので、首長と議会が緊張関係に立つことを明らかにする規定を置き、首長と議会との間、議員間、議会と住民との間の討議を重視するものである。議会基本条例は、2024年4月1日現在、1027自治体において制定されている。2013年が一年間の制定数のピークとなっており、また、過半数の自治体が

条例を制定しているものの、実際には十分活用されていない自治体もある。

最後に、住民投票や住民参加を保障する住民投票条例や住民参加（市民参加）条例が制定され、住民自治が制度化されている。しかし、特に住民投票条例に関しては、2024年12月1日時点で、常設型住民投票に関する単独条例として施行されており、かつ、確認できるものとしては、75条例にとどまっており、また、1996年8月4日から2024年8月18日まで、条例に基づき実施された市町村合併以外の地域の重要な課題に関する住民投票（重要争点型）も、50件（成立要件を充足しなかったもの8件）にとどまっており、積極的に制定され、利用されているとは言えない状況と考えられる。

3 地方分権に基づく地方自治法改正と自民党改憲論

国レベルの制度改革で重要であるのは、1990年代以降の地方分権改革である。機関委任事務が廃止され、義務付け・枠付けの見直しなどの重要な改革もなされたが、ここで確認したいのは、改正地方自治法1条の2が定める「補完性原理」と「国と地方の役割分担」である。基礎的自治体を優先する前者は他国でも認められているが、日本においては、「総合行政主体」論とセットで論じられ、「平成の大合併」で用いられた。後者は、外交や防衛などを国の役割として、それに自治体が口出しすることを阻み、他方で、農業・社会保障・教育等の行政分野において、国が行政責任を負わず、行政責任を自治体や住民へ転嫁し、行政減量を求める危険性を有するものであった。

このような地方自治法の規定は、2012年4月の自民党「日本国憲法改正草案」（以下「改憲草案」）の地方自治に関する規定に反映された⁽²⁾。つまり、改憲草案において、上記の「補完性原理」や「国と地方の役割分担」が定められた。また、改憲草案では、「財政の健全性」確保が規定されるが、それは、国の財政責任を限定し、自治体に行政サービス削減や住民への負担増を求めるものとなる危険性が高いものであった。改憲草案で「地方自治体」を「基礎地方自治体」と「広域地方自治体」とすることを「基本」とする部分は、必ず

しも二層制を有さないことを意図し、「広域自治体」は道州制の導入を想定したものと考えられる。ただし、現時点では、道州制は政治の中心的なテーマからは外れていると思われる。公選制との関係では、選挙権を「住民であって日本国籍を有する者」に限定し、立法政策によって外国籍住民に選挙権を認めることを否定する極めて保守的なものとなっている。さらに、先に述べた現在ではまったく活用されていない二つの憲法規定もほぼ同様のものが提案されており、状況を改善する意欲がないことを示している。

もう一点、後述の論点との関係で、改憲草案で注目しておきたいのは、緊急事態にかかわる部分であり、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。」とする規定である。この規定につき、自民党「日本国憲法改正草案Q & A（増補版）」は、「地方自治体の長に対する指示は、もともと法律の規定を整備すれば憲法上の根拠がなくとも可能」といった説明をしている。

その後、自民党は、改憲項目を限定し、改憲4項目として、「自衛隊の明記」「緊急事態対応」「参議院の合区解消」「教育環境の充実」の改正を示したが、現在では、自衛隊の明記」「緊急事態対応」の二つに重点を置いている。

二 国の関与、自衛隊と自治体

1 関与法制と2024年地方自治法改正における特例指示権

次に、地方分権改革に基づき地方自治法において制度化された国の自治体に対する関与制度を確認しておく。まず、関与の基本類型が示され、「関与法定主義」として、地方公共団体は、「法律又はこれに基づく政令」によらなければ、これらの関与を受けたり、必要とされたりすることはないとされた。また、「関与の基本原則」として、関与は、行政目的達成のための必要最小限度のものとすべきこと、地方公共団体の自主性および自立性に対する配慮の必要性が明文化された。法定受

託事務と自治事務についての関与の基本類型がそれぞれ規定され、両者は明確に区別され、自治事務に対しては、法定受託事務のような強い関与は認められないものとなっている。さらに、関与について自治体に不服がある場合には、国地方係争処理委員会に申出を行うことができ、それでも不服が残る場合、訴訟を提起して争うことができる。もっとも、争われる件数は相当少なく、辺野古新基地建設事件における国地方係争処理委員会や裁判所の対応は消極的なもので、どこまで地方自治保障に有用かという疑問はある。

関与法制との関係では、2024年の地方自治法改正で制度化された特例指示権に注目しなければならない。大規模災害や感染症対応等を理由に設けられたこの指示権の規定は、要件の抽象度も高く、自治体の対応に「違法等」がある場合でなくても、法定受託事務に限定されずに適用される可能性があるなど、従来の関与法制のような限定もないからである。これに対して、地方分権は、国と自治体の関係を従来の「上下・主従関係」から「対等・協力関係」にしたのに、特例指示権は「上下・主従関係」に戻すものであるといった批判がみられる。しかし、関与法制は、「対等・協力関係」の例外であり、特例指示権は、その例外を拡大するものと思われる。いずれにしても、特例指示権は、地方分権改革に逆行するものであり、さらに、それにとどまらず、先に触れた自民党改憲草案の緊急事態条項の内容を、Q & Aの説明のように、改憲ではなく地方自治法によって具体化したものと考えられる点でも問題がある。

2 空港・港湾の軍事利用と特例指示権

この特例指示権にも関連し、自治体に大きな影響を与える問題として、日本の南西地域における、自衛隊基地等の再編強化とともに行われている、自衛隊が使用するための空港・港湾の整備に触れる⁽³⁾。これは、安保三文書を具体化するものであり、自衛隊・海上保安庁が平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるように、円滑な利用に関する枠組みを設け、空港・港湾を「特定利用空港・港湾」に指定するというものである。政府は自治体への説明に際して、空港・港湾のインフラ整備

は、「軍民両用（デュアルユース）」のメリットがあり、「観光客の増加につながる」などの「経済効果」をあげていた。もっとも、「特定利用空港・港湾」に限らず、自衛隊・米軍によって、演習のために民間空港が利用されているようである。慎重姿勢の沖縄県とは対照的に、自治体の中には、インフラ整備による「軍民両用（デュアルユース）」のメリットを期待して、特定利用空港・港湾の指定を望む声もあったようであり、地方自治との関連からも重要なものとなっている。

また、米軍も日本各地の民間空港・港湾の軍事利用の既成事実を積み上げ、近年は九州・沖縄など南西地域の空港の軍事利用が目立つとされている。これにかかわって注目されるのが、神戸港に入港するために非核証明書の提出を求める非核神戸港方式である⁽⁴⁾。しかし、2025年になって、米軍掃海艇が神戸港への入港を求める際に、証明書を提出させるのではなく、外務省によるこの掃海艇が「核兵器を搭載していないことにつき、わが国政府として疑いを有していない」とする回答で代替させることを認めた。このような外務省の対応で足りるとするのであれば、神戸港における50年にわたって継続した独自の取扱いも消滅の危機を迎えることになる。

さらに、先に紹介した2024年の地方自治法改正によって導入された特例指示権の利用にも注意が必要である。国会の法案審議において、大臣等から、自衛隊、海上保安庁の優先利用のために、個別法で想定されていない事態において、特例指示権が行使されることはない旨の説明がなされたものの、総務省自治行政局の局長は、途中段階で、武力攻撃事態など有事の際に特例指示権の行使を除外するものではないと説明したこともあり、特例指示権行使の危険性は依然として残っていると考えられる。

3 自衛隊の政策にかかわる国民保護・権利保障

しかし、防衛施設・軍事施設等が整備されれば整備されるほど、周辺住民は攻撃対象とされるだけで、保護されないのではないかという問題がある⁽⁵⁾。ジュネーブ条約は別にしても、「防衛省・自衛隊の任務は、主たる任務を『武力攻撃の排除

措置』に限られており、できる限り『国民保護措置』を講ずることとされている」ことから、「武力衝突時や戦時における国民保護は、もっぱら国民保護を任務とする内閣、とりわけ内閣官房と地方公共団体によって行われる」が、「住民の実効的保護は置き去りのまま」になる可能性が高いことである。また、住民が自衛隊員と一緒に攻撃を受ける可能性があることから、「軍民分離」が必要であるとして、「台湾有事」の際、沖縄県先島諸島の住民と観光客計約12万人を九州各県と山口県に避難させる計画となっているが、それは机上の空論にすぎないのでないかと考えられる。

自衛隊をめぐる権利保障との関係で自治体レベルにおいて現在争いとなっている問題としては、自衛隊への募集対象者情報（氏名、出生年月日、男女の別および住所）の提供がある。紙幅の関係もあることから、ここでは、法令の根拠がないにもかかわらず、国が提供には、「特段の問題が生じるものではない」とし、自治体においても、自らが法令解釈権を行使して独自に判断するのではなく、安易にその解釈を受け入れているものが少なくないことのみ指摘しておく⁽⁶⁾。

三 人口減少と自治体戦略2040構想

1 人口減少と行政組織の縮小

2014年のいわゆる増田レポートにより、人口減少に伴う自治体消滅など刺激的なキャッチフレーズの下に政策が展開してきた。その一つが地方創生であるが、これについては、現在の「地方創生2.0」の中で少しだけ触れる。もう一つ重要な政策は、自治体戦略2040構想である（特に、『自治体戦略2040構想研究会第二次報告』（2018年7月）（以下「2040構想」））。そこでは、「個別最適」ではなく、「全体最適」が強調され、自治体間の連携、公共私連携やAI技術の活用が重視された。その内容は、後述し、ここでは行政組織（公務員）の縮小状況のみ簡単に確認する。

国やそれに従う自治体によって、職員（公務員）数が継続的に削減される一方で、いわゆる非正規職員が増大させられてきた。職員数は、1994年がピークで328万2千人、2016年まで一貫して減少し、同年は273万7千人、その後微増はあるもの

の、2024年は281万2千人であり、一般行政部門や教育部門の減少率は大い（一般行政部門の中でも、防災部門や児童相談所等は増加）。他方、臨時・非常勤職員の職員数は、2016年においては64万3千人であったが、2022年には69万4千人と増加している。そして、会計年度任用職員62万2千人の内、パートタイムが圧倒的に多い。会計年度任用職員は、処遇改善を目的とするとされたものの、実際には、建前と実態にはズレがあることが少なくなく、処遇改善どころか、処遇が悪化する例すらある。

2 自治体間連携、公共私連携とデジタル化

2040構想において打ち出され、最も物議を醸したものが「圏域行政」である。2040構想は、「圏域内の市町村間の利害調整を可能とすることで、深刻化する広域的な課題への対応力（圏域のガバナンス）を高めていく必要」を述べ、「圏域行政の法制化」を掲げ、「都道府県・市町村の二層制を柔軟化」することすら述べた。このような「圏域行政の法制化」には批判が強く、法制度化はなされず、代わりに、都道府県と市町村または市町村間という自治体間の連携を重視する政策が展開されてきた。

次に、2040構想において、人口減少に伴い「半分の職員数」で対応することが述べられていたが、そのために、「自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する『プラットフォーム・ビルダー』へ転換する」として、行政サービス・公共サービスの提供は、必ずしも自治体が行う必要はなく、他の組織が提供すれば足りるとされた。これは、行政サービスのアウトソーシングの拡大と結びつく「公的サービスの産業化」と連動し、公の施設の指定管理者等では、民間営利企業の活用も図られている。また、公共的団体も念頭に、サービス提供を地域運営組織に委ねることも提案され、2024年の地方自治法改正で導入された「指定地域共同活動団体」にも注目しなければならない⁽⁷⁾。その規定は、一定の優遇を行うことを可能にするが、都市部の民間企業に便宜を図るものではないかという問題があり、他方で、農村部では、地域運営組織等にサービス提供を押し付ける側面があ

る。

さらに、2040構想は、AI等の活用を強調し、デジタル化を通じた標準化・共通化を促進し、民間企業の市場の拡大も図られた。2024年の地方自治法改正によって、従来の地方自治法とはかなり異質と考えられる「情報システム」の章が新設された。「情報システムの利用に係る基本原則」により、従来以上に行政の「効率化」が推進されるだけではなく、「情報システムの利用の最適化」により、自治体ごとの「個別最適化」ではなく、「全体最適化」によって国が最適と考える方向で標準化・共通化・画一化が推進され、団体自治と衝突する可能性を秘めている⁽⁸⁾。

3 地方創生2.0と団体自治終焉の危機？

2024年4月24日にまたもや消滅自治体リストをあげる新增田レポートが公表され、「地方創生2.0」が開始された。しかし、「地方創生10年」の取組は、「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至って」いないとされ、また、地方創生政策のとりくみは、自治体ごとの社会減対策に偏ってしまい、「社会減対策は完全に失敗だった」と結論付けられている。しかし、「地方創生2.0」は、このような事態を改善するのではなく、より悪化させている。つまり、それは、自治体間の競争主義と中央集権化を強化するものであり、従来の交付金を2倍化した「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、「もはや地域の再生とは無関係の、経済安全保障や軍需産業などの国家プロジェクトに対して、地方創生を名目に資金を流用」するものと評価されている。結局、人口減少や財政制約の進行の中で、行政の役割は後退し、それを補うものとして、「地域コミュニティ、自治体の広域連携、そしてDXが想定」され、2040構想の延長線上に政策が展開されるにとどまっている⁽⁹⁾。

既に、「2040構想」との関係で、団体自治の終焉が議論されていた。都道府県と市町村という二層制は必要なく、サービス提供は標準化、ネットワーク化、アウトソーシング化によってなされるとか、必要な行政サービスが一元的に提供されれば、その主体は国だろうが、自治体だろうが、公

的な民間組織だろうが、一向に構わないと考えるからであり、単に行政サービスのあり方だけではなく、団体自治一般の存在意義を低下させるものであったと考えられる⁽¹⁰⁾。現在の政策は、「2040構想」を引き継ぐものであり、また、それ以降本格的に展開してきた自治体行政のデジタル化においても、類似の問題が存在することから、団体自治終焉の危機が生じていると評価せざるを得ないであろう。

四 自治体における首長、議会と選挙

1 自治体における首長

まず、首長による政策の展開をみておきたい。最も注目すべきは、1960年代以降の革新自治体であり、住民参加を基礎にした開発行政から福祉行政を重視するといった政策の転換がある。首長が住民参加を基礎にした政策形成に対しては、議会から議会軽視といった批判もなされたが、これに対して、議員だけではなく、首長も直接公選であることから二元代表制という応答がなされ、現在では二元代表制は、一般的に承認されたものとなっている。また、公害規制としての上乗せ条例や、先にも触れた自治体の法令解釈における自主性の確立（法令解释权）もこの時期に展開された。

その後、単に国に従うだけではなく、自治体の独自性を発揮したり、議会との関係での討議を重視するいわゆる改革派首長が登場したり、最近でも、例えば、自治体自身の新型コロナウイルス対策において、政府の方針の限界を克服するために、それとは異なる対応をとる首長がいた。さらに、新型コロナウイルス対策でも独自の政策を展開した保坂世田谷区長は、漸進的に改革を進めるといことで、毎年、全体の5%ずつの改革を目指している⁽¹¹⁾。現実には行政に携わる自治体こそが、不合理な行政を改善し、実態に即した解決ができることを示すものである。

こういった動向とは異なるものとして、大阪（府・市）、名古屋市や東京都などのポピュリスト首長の存在がある。しかし、ポピュリズムに対しては、社会の多元主義的・複数主義的側面が要求する交渉や妥協に理解を示さないこと、二者択一の論理、問題の単純化を好むこと、社会的少数者、

自由・人権を尊重しないこと、歪んだ意志の表明として現状の統治機構を信頼せず、法治主義・立憲主義を重視しないという深刻な問題点が指摘されてきており、日本の自治体ポピュリズムにも妥当する。

さらに、近年、強権的な首長がハラスメントを理由に辞任に追い込まれる事態も生じている。これとの関係で、兵庫県斎藤知事が、様々なパワハラを行ったと指摘され、公益通報者と考えられる職員の特定を行うとともに、懲戒処分まで行ったことに注目しなければならない。議会において百条委員会が設置され、また、弁護士による第三者調査委員会が報告書を公表し、知事による幾つかのパワハラの認定とともに、公益通報制度違反や、懲戒処分を違法と判断したが、知事は、公益通報違反を認めず、懲戒処分も取り消さずにより、依然として、法を軽視し続けている⁽¹²⁾。

2 条例制定権の範囲の拡大と議会の現実

機関委任事務の廃止や義務付け・枠付けの見直しによって、条例制定権の範囲は拡大し、また、公の施設の指定管理者や指定地域共同活動団体の要件規定などにかかわって条例制定が必要で、議会の役割は大きくなっている。公契約条例のように、法律の不備を補い修正する対応をとることも検討しなければならない。首長とともに、議会も議会基本条例を活用して、議会活性化を図っていかなければならない。

第33次地方制度調査会が、議会基本条例や岩沼市議会事件最高裁判決（2020（令和2）年11月25日民集74巻8号2229頁）も参考に、地方自治法に議会や議員についての規定を置くことや、議員の多様化を提案したように⁽¹³⁾、多様な意見を議会に反映させることも必要である。2023年統一地方選挙において女性議員が増加したが、特に都道府県と町村においては、依然として女性議員の比率は低い。それに関連して、議員定数削減の問題もある。議員定数削減には、説得的な理由はなく、国レベルの政治・政治家不信が地方議会にも影響を与えていると考えられ、議員定数削減は、議員の多様性確保には支障となっている。

また、戦後直ぐの懲罰と同様に、現在でも、多

数派による少数派の抑圧のための懲罰がみられ、出席停止処分によって、先の岩沼市議会事件最高裁判決が重視した議事参与権を安易に制限する対応も依然としてみられる。最近では、議員等の資産公開のために重要な役割を果たしてきた政治倫理条例における政治倫理基準に違反するとして、同様に多数派が少数派の活動を制限しようとする動きもみられる。さらに、質問の制限や議事録削除等の動向も多数派議員によるものであり、このような対応も議事参与権を十分な根拠なく制限するものと考えられる。首長による専決処分の活用を安易に容認する議会もあり、その意味で議事参与権を現実のものとする議会活性化の課題が存続している。

3 選挙と民主主義

投票率の低下を別にしても、地方選挙を含む幾つかの選挙の現状に関心が集まっている。東京都知事選挙における泡沫と考えられていた候補者の躍進や、兵庫県知事選挙において全会一致による不信任議決を受けた斎藤前知事の当選を契機に、従来のマスメディア報道よりも、虚偽も含む情報を発信するSNSを通じた選挙運動の影響力が大きく、民主主義の中核である選挙がかなり深刻な状況にあると考えられているわけである。マスメディアにおける読者視聴者の減少、選挙期間中のマスメディアの中立重視による情報の空白化、インターネットが創り出したアテンション・エコノミーの存在やオールド対ヤング・ニューの対立軸等検討すべき論点は少なくない⁽¹⁴⁾。このような選挙の変容に対して、ポピュリストとの適合性や、新聞・テレビを見る層とYouTube等依存層との相違を踏まえた分析の必要性も指摘されている⁽¹⁵⁾。こういった事態に対応するためには、様々なことが必要であるが、まずは、事実を明らかにした（ファクトチェックを経た）議論が必要であろう⁽¹⁶⁾。

このような社会現象の背景には、対決図式を優先するポピュリズムや政治主導の政策形成において、事実が必ずしも重視されていないことがあるように思われる。選挙で選ばれた代表者に政治を白紙委任的に委ねる「選挙独裁（選挙による独裁）」

で十分と考えたり、政策形成をAIに委ねたりすれば足りるのではなく、政治行政には、住民参加・広範な市民運動を含めた議会外と議会との連携が必要である⁽¹⁷⁾。

おわりに

現行憲法は地方自治について規定した。しかし、実際には、明文改憲を行わずに、憲法の理念を掘り崩す「改憲実態」があり、地方自治の場合には、地方自治法改正による「改憲実態」が進行している。仮に「改憲実態」とまでは評価しなくても、現在でも中央集権的で、自治体の自己責任を強調するような政策が展開され、自治体が必ずしも行政サービスを提供する必要性はないとされ、住民や議員の多様な意見が反映されずに政策決定がなされる等、団体自治や住民自治が十分に実現しているとは言えない。憲法の理念と実態にずれがある「改憲実態」があったり、理念が現実化していなかったりするならば、憲法を実態に合わせる（改憲）のではなく、実態や法律を憲法の理念に合わせる必要がある。

比較法的には、もともと日本の自治体にはかなり広範な立法権限や行政権限が保障されており、その後の改革を通して、自治体の制度的自由の程度は拡大し、個々の自治体の創意工夫で対応する余地は大きくなっているようにも考えられる。基本的な条例を制定し、国の政策を補い修正するような政策をとり、地域の特性を踏まえた独自の条例制定や自主的な法令解釈を行った政策展開をしようとする自治体は常に存在する。もっとも、独自の対応が、憲法や法令の理念を損ねたり、住民の権利利益を侵害したりするものであってはならず、常にこのような緊張関係を意識しなければならない⁽¹⁸⁾。平和主義との関係でも、同様の緊張関係の中で行う自治体の選択は重要である。

地方自治をさらに前進させるためには、国の政策を転換しなければならないが、個々の自治体においても、国の政策に従うだけではなく、必要な事実を確認し、議論をして、何が必要かを決定し、行動していかなければならない。

（さかきばら ひでのり）

【註】

- (1) 榊原秀訓「地方自治の未来像」同編著『「補充的指示権」と地方自治の未来』（自治体研究社、2024年）169頁～190頁と重複する部分があることをお断りしておく。
- (2) 自民党改憲案の地方自治に関する部分については、榊原秀訓「道州制、改憲構想と地方自治」同『地方自治の危機と法』（自治体研究社、2016年）217頁～223頁。
- (3) 千坂純「『特定利用空港・港湾』と自治体」デジタル自治と分権1号（2024年）11頁～16頁、中山徹「戦争できる国づくりと地域、自治体」デジタル自治と分権2号（2025年）4頁～12頁、吉田敏浩『ルポ軍事優先社会』（岩波新書、2025年）202頁～230頁、池尾靖志「日本は不沈空母か」地平10号（2025年）111頁～115頁。
- (4) 非核神戸方式については、行方久行「非核『神戸方式』と日米安保」自治労連・地方

自治問題研究機構編『脱日米同盟と自治体・住民』（大月書店、2010年）136頁～148頁参照。

- (5) 白藤博行「国家安全保障と地方自治」井原聰ほか『国家安全保障と地方自治』（自治体研究社、2023年）174頁～177頁、青井未帆「日本国憲法から見た安保3文書の問題点」季刊自治と分権92号（2023年）31頁～32頁、吉田・前掲注（3）21頁～24頁、池尾・前掲注（3）114頁～115頁。
- (6) 渡名喜庸安「自衛官等募集事務への自治体協力」榊原秀訓・本多滝夫編『地方自治をめぐる規範的秩序の生成と発展』（日本評論社、2024年）274頁～294頁、本多滝夫「自衛官募集対象者情報の提供と自治体の自主解釈権」季刊自治と分権91号（2023年）4頁～5頁、前田定孝「市町村が住民の氏名・住所を自衛隊募集のために外部提供することの公共性？」季刊自治と分権92号（2023

- 年) 60頁～70頁。
- (7) 角田英昭「地方自治法「改正」案のもう一つの論点—指定地域共同活動団体制度について」住民と自治735号(2024年) 27頁～29頁。
 - (8) 本多滝夫「情報システムの『最適化』と地方自治—個別最適から全体最適へ」榊原編著・前掲注(1) 107頁～125頁。
 - (9) 関耕平「『地方創生2.0』の批判的検討」住民と自治745号(2025年) 34頁～39頁。岡田知弘「人口戦略会議『新增田レポート』を検証する」住民と自治736号(2024年) 34頁～38頁も参照。
 - (10) 榊原秀訓「自治・自律の自治体間連携と地方議会」同編著『「公共私」・「広域」の連携と自治の課題』(自治体研究社、2021年) 238頁～239頁参照。
 - (11) 保坂展人『国より先に、やりました』(東京新聞、2024年)。
 - (12) 片山善博「あらためて知事の資質を問う—兵庫県第三者調査委員会の報告書から」世界993号(2025年) 33頁～35頁。
 - (13) 榊原秀訓「地方議会の改革課題を考える—第33次地制調答申にも触れて」季刊自治と分権91号(2023年) 74頁～83頁。
 - (14) 伊藤昌亮「『オールドなもの』への敵意」世界990号(2025年) 72頁～81頁、大屋雄裕「自由な選挙を支えるもの」ジュリスト1605号(2025年) 108頁、109頁、小牧亮也「選挙運動の自由の現在的意義」法と民主主義597号(2025年) 19頁～22頁、山本龍彦『アテンション・エコノミーのジレンマ』(KADOKAWA、2024年) 参照。
 - (15) 村上は、YouTubeの特徴として、「①動画であり、映像と言葉で人々の感覚に訴える。②誰でも個人で発信できる。③内容の外部からの点検が困難。マスコミ報道なら組織として内容を審査し記録も残る。ときに誤報事件が起こるが、責任は追及される。X(旧Twitter)は短い

ので、問題発言が発見され批判されることもある。YouTubeは極端に言えば、『100%ウソの動画』でも発信が許されかつ拡散されうる。④視聴者の多い投稿、切り取り拡散(リポスト)が、広告(動画なので企業広告に適する)からの収入を伴う。⑤YouTubeのお勧め機能で一度見たのと類似の動画が推薦される」といったことをあげ、「政治的宣伝(社会問題や政策を含む)に利用されると、深刻な問題が発生しうる」として、「たしかに、①②は自由で多様な言論に貢献する面がある。けれども、①②③④は『質的に』、攻撃的で単純なアピールを繰り返す扇動的な言動に適合し、④⑤は『量的に』、うまく操作すれば、特定の主張の大量動画でYouTubeを独占できそうなので、ポピュリズム政治家の武器としても活用できる」とする。村上弘「2024年の衆議院選挙、東京・兵庫知事選挙における政治宣伝」立命館法学416号(2024年) 115頁～125頁。

また、古谷経衡・辻本清美・小塚かおる「鼎談 SNSが起こした選挙の地殻変動」においては、石丸現象や斎藤現象に、敵を設定した二項対立による分かりやすさがあるというポピュリズムと重なり合う理解が示され、切り抜き動画の題材に政治も使えること、有権者だけではなく政治家自体もワード探しやバズることを目的にし出す危険性などが述べられており、興味深い。辻本清美・小塚かおる『日本政治の大問題』(朝日新書、2025年) 151頁～201頁。

- (16) 本秀紀「『公共圏』における民主主義の危機と再生」法と民主主義597号(2025年) 23頁～26頁等を参照。
- (17) 中山徹『地域から築く自治と公共』(自治体研究社、2024年) 83頁～97頁も参照。
- (18) 例えば、生活保護に関して、小林美穂子・小松田健一『桐生市事件』(地平社、2025年) 参照。